

京都市体育館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年10月6日

京都市長 門川大作

京都市規則第40号

京都市体育館条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 京都市体育館条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「次の各号」を「別表第1の左欄」に、「当該各号」を「同表の右欄」に改め、同条各号を削る。

第4条第1項中「別表の」を「別表第2の」に改める。

第5条第3号中「使用日の7日前」を「使用しようとする日（その日が2日以上にわたるときは、その初日。以下「使用日」という。）の7日前」に改める。

別表を別表第2とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第1（第2条関係）

区 分		受 付 を 開 始 す る 日	
(1)	競技場の全面使用に係る申請	優先的競技会等のためにするもの	使用日の属する年度の前年度の12月1日
		その他のもの	使用日の属する月の3箇月前の月の初日
(2)	競技場の部分使用に係る申請	使用日の属する月の前月の初日	

備考 「優先的競技会等」とは、次の要件を満たしている競技会、講習会その他の催物として別に定めるものをいう。

- (1) 本市におけるスポーツの振興に著しく寄与すること。
- (2) 開催の準備に相当の期間を要するため、早期に使用日を決定することを要すること。

第2条 京都市体育館条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条第1項中「使用の」を「利用の」に改め、「京都市体育館使用許可申請書（別記様式）を」を削り、「指定管理者という。）」の右に「が市長の承認を得て定める申請書に指定管理者が必要と認める書類を添えて、指定管理者」を加え、同条第2項中「使用しよう」を「利用しよう」に、「使用料を納入した」を「その利用に係る料金を支払った」に、「使用の」を「利用の」に改める。

第2条ただし書を次のように改める。

ただし、指定管理者は、市長の承認を得て、受付を開始する日を変更することができる。

第3条の見出し及び同条第1項中「使用」を「利用」に改め、同条第2項中「使用料を納入した」を「その利用に係る料金を支払った」に、「使用の」を「利用の」に改める。

第4条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第1項中「使用料」を「利用に係る料金の上限額」に改め、同条第2項本文中「に係る使用料」を「の利用に係る料金」に、「使用する」を「利用する」に、「納入しなければ」を「支払わなければ」に改め、同項ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「納入させる」を「支払わせる」に、「ある」を「できる」に改める。

第5条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用料」を「京都市体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に改め、同条第1号中「使用」を「利用」に改め、同条第2号中「使用する」を「利用する」に改め、同条第3号中「使用しよう」を「利用しよう」に、「使用日」を「利用日」に、「使用を」を「利用を」に改める。

第6条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

別表第1(1)の項中「全面使用」を「全面利用」に、「使用日」を「利用日」に改め、同表(2)の項中「部分使用」を「部分利用」に、「使用日」を「利用日」に改め、同表備考中「使用日」を「利用日」に改める。

別表第2使用料の欄中「使用料」を「利用料金」に改める。

別記様式を削る。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

(文化市民局市民スポーツ振興室)